

議案第5号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年5月31日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
| | |

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(315) 略

(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 略

イ 住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(315) 略

(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 略

イ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画

| 区分 | 金額 | |
|--|-------------|-------------|
| | 確認書の添付がある場合 | 確認書の添付がない場合 |
| 1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画 | 略 | 略 |
| 2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画 | 略 | 略 |
| (1)～(8) 略 | 略 | 略 |

(315の3) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略

ウ 住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画に係るもの（アに掲げるも

| 区分 | 金額 | |
|------------------------------|-------------|-------------|
| | 確認書の添付がある場合 | 確認書の添付がない場合 |
| 1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画 | 略 | 略 |
| 2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画 | 略 | 略 |
| (1)～(8) 略 | 略 | 略 |

(315の3) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略

ウ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画に係るもの（アに掲げるものを除く。） 変更後の長期優良住

のを除く。) 変更後の長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画に並び、前号イの表に定める額（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

(315の4) 長期優良住宅法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継の承認 1件につき3,000円

(315の5)～(328) 略

2 略

宅建築等計画に並び、前号イの表に定める額（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

(315の4) 長期優良住宅法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認 1件につき3,000円

(315の5)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。